

# 入会金及び会費規程

一般社団法人日本ウッドデザイン協会

## 一般社団法人日本ウッドデザイン協会入会金及び会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウッドデザイン協会（以下「この法人」という。）の定款に定める社員会員、会員又は特別会員（以下「三種会員」という。）の入会金及び会費に関する必要な事項を定め、これにより、この法人の事業活動において生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会金)

第2条 三種会員の入会金は、無料とする。

### (会費)

第3条 三種会員は、次に掲げる会費を納入しなければならない。ただし、親会社及び完全子会社又は連結子会社がともに三種会員であるとき、完全子会社又は連結子会社の会費は、半額とする。

- (1) 社員会員Ⅰ 100万円
- (2) 社員会員Ⅱ 40万円
- (3) 社員会員Ⅲ 個別相談とし、代表理事の承認を経て決定する。
- (4) 会員A 50万円
- (5) 会員B 30万円
- (6) 会員C 20万円
- (7) 会員D 10万円
- (8) 会員E 5万円
- (9) 会員F 個別相談とし、代表理事の承認を経て決定する。
- (10) 特別会員イ、ロ、ハ及びニ 無料

2 前項の会費は、4月1日から翌年3月31日までの1事業年度の年会費とする。

### (納入期日)

第4条 前条の会費は、当該事業年度の6月30日までに、代表理事が指定する方法により全額を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業年度の途中に入会するときは、入会した月の1日を起算日として月割で年会費を計算するものとし、入会の承認を受けた日の翌月末日までに、代表理事が指定する方法により全額を納入しなければならない。
- 3 前2項に規定する期日までに会費の納入がなされないときは、三種会員は会員規約に定める特典を享受することができない。ただし、代表理事の承認がある場合はこの限りでない。

(規程の変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議をもって変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和3年12月3日から施行する。